

議案第11号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年の人事院勧告等に準拠し、市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議 員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得 た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とす る。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の162.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の130</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の97.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議 員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得 た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とす る。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の167.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の134</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の100.5</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の48.75</u> 3・4 (略)	エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の50.25</u> 3・4 (略)	改正
--	--	----

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行 (改正条例第1条の規定による改正後の規定)	改正後 (案)	備考
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の147.5</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の118</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の88.5</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の44.25</u> (2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の167.5</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の134</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の100.5</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の50.25</u> 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の150</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の120</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の90</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45</u> (2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の165</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の132</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の99</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の49.5</u> 3・4 (略)	 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正